

建築基準法第 86 条の 5 第 2 項の規定に基づき、次の一団地の認定を取り消しましたので、同条第 4 項の規定に基づき公告します。

平成 19 年 12 月 10 日

京都市長 梶本 頼兼

1 認定取消年月日及び認定取消番号

平成 19 年 12 月 4 日付け第 11-007 号

2 一団地の区域

京都市下京区東之町 9 番地の 2 の一部、9 番地の 3 の一部、17 番地の一部、26 番地の 9、28 番地、33 番地の 2、33 番地の 5、33 番地の 6、35 番地の 2、36 番地の 2、42 番地の 2、43 番地の 2、51 番地、54 番地の 4、60 番地の 2 から 60 番地の 4 まで、62 番地の 2、63 番地の 2、79 番地の 2、82 番地の 10、83 番地、83 番地の 2、83 番地の 3 の一部、84 番地から 86 番地まで、89 番地の 1、90 番地、119 番地、120 番地並びに同区西之町 108 番地の 3、108 番地の 4、111 番地、125 番地の 2、173 番地から 175 番地まで及び 278 番地

(都市計画局建築指導部建築指導課)